

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見書

氏名	井坂 洋士
住所	〒211-0004 川崎市中原区新丸子東 3-1100-12 かわさき市民活動センター レターケース5号 持続可能な地域交通を考える会
所属	(団体名) (部署名) 持続可能な地域交通を考える会
電話番号	070-5546-4772
電子メールアドレス	isaka@sltc.jp
意見	<p>(意見)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 既存の規定(327の4)と重複する「普通自転車専用通行帯」の規定(327の4の2)を新設するのではなく、標識意匠の追加が必要であれば現行規定(327の4)内で行うこと。2. 「普通自転車専用通行帯」の標識の意匠を、無駄な余白の無いものに改めること。3. 「専用通行帯」の対象車両の柔軟化には賛成するが、表示は文字のみではなく絵図を伴うものにする。 <p>(理由)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 今回、「普通自転車専用通行帯」の規定(327の4の2)を新設することとしているが、その内容は従来の専用通行帯(特定の車両が普通自転車の場合)とほとんど同じであり、むやみに規定を分ける必要性を見出せない。本件改正の目的が標識意匠例や設置場所の追加であれば、無用な混乱を誘発しないよう、現行の規定(327の4)の枠内で行うべきである。2. 標識は運転者からの視認性確保が重要であるが、今回新設される「普通自転車専用通行帯」標識例では、運転者に視認させるべき意匠本体が左半分のみ描かれ、右半分には余白と意味不明の点線が描かれるのみであるが、ただでさえ限られた面積の半分を余白にすることに意味はなく無駄である。また、この標識は路側に設置する例が示されているが、既存の他の標識でよく見られるように、路側に設置された標識の左側が街路樹などにより隠れてしまう例が多くある中で、道路標識に求められる機能性を具備しない意匠である。 ついては、現行の標識(327の4)と同様に、標識全面に自転車の絵図を描くことで視認性を高めた意匠に改めるべきである。その際、上向き矢印付きの標識を新設したいのであれば、現行の「オーバー・ハング式」の矢印を上に移したものを(327の4)に追加規定すれば良い。3. 「専用通行帯」の対象となる車両の表示方法について、車種だけでなく、路線バスやタクシーといった用途による指定ができるようにするのは良いが、標識は、視認性や、運転者の視線を奪う時間の短縮などを考慮すべきであるから、読みにくい文字だけにするのではなく、すぐに判別できる絵図を併せて示すことを規定すべきである。